

津市スポーツ振興事業補助金交付要綱

平成 1 8 年 4 月 1 日

改正 平成 2 4 年 9 月 2 8 日
平成 2 6 年 3 月 2 8 日
平成 2 7 年 7 月 3 1 日
平成 3 0 年 3 月 1 9 日
令和 4 年 3 月 3 1 日
令和 5 年 3 月 3 0 日

(趣旨)

第 1 条 本市のスポーツ関係団体の育成及びスポーツの振興を図るため、公共性のある適切な事業を行うスポーツ団体等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「津市スポーツ振興事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、スポーツ団体等が行う次に掲げる事業とする。

- (1) スポーツの振興を図る事業
- (2) レクリエーションの振興を図る事業
- (3) 地域コミュニティスポーツの振興を図る事業
- (4) スポーツ団体等の組織の整備及び育成を図る事業
- (5) スポーツ及びレクリエーションの指導者及びリーダーの養成事業
- (6) スポーツ選手の強化育成事業
- (7) 各種スポーツ教室事業
- (8) その他市長が特に必要と認める事業

(補助事業の名称等)

第 4 条 補助事業の名称、交付目的、補助対象経費、交付限度額及び交付対象

者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総合型地域文化・スポーツクラブ活性化事業と同一内容の事業の実施について、津市総合型地域スポーツクラブ支援事業補助金交付要綱（令和４年津市訓第４２号）の規定に基づく補助金の交付を受け、又は受ける予定である総合型地域・文化スポーツクラブに対しては、補助金を交付しない。

（交付申請）

第５条 規則第３条１項に規定する交付申請書の提出期限は、毎年５月３１日（各種大会等補助事業にあつては、当該各種大会等を実施する日の１月前）までとする。ただし、その期限について市長が相当な理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助条件）

第６条 規則第５条第１項第４号の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 津市及び津市教育委員会の関連事業に積極的に協力すること。
- (2) 補助金の適正な執行に努めること。
- (3) 事故等を防ぐため、安全に十分留意すること。
- (4) その他この要綱の規定を遵守すること。

（実績報告）

第７条 規則第１２条に規定する実績報告書（規則第６号様式）の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の３月３１日のいずれか早い期日までとする。

- 2 前項の実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第８条 補助金は、市長が規則第１３条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前

においても概算額を交付することができる。この場合においては、市長が規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、精算を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日）

この要綱は、平成24年9月28日から施行する。

附 則（平成26年3月28日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日）

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

2 改正後の津市スポーツ振興事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月19日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助金の交付目的	補助対象経費	交付限度額	交付対象者
津市スポーツ推進委員会活性化事業	津市スポーツ推進委員会が実施する地域スポーツの振興事業及び指導者育成事業並びに当該委員会が参画する大会、講習会等に対して支援を行い、当該委員会の活性化及びスポーツの振興を図る。	補助事業の運営費（食糧費を除く。）	予算で定める額	津市スポーツ推進委員会
津市スポーツ少年団本部活性化事業	津市スポーツ少年団本部が実施する青少年健全育成を目的とするスポーツ大会、交流会及び指導者・リーダー育成事業並びに当該スポーツ少年団本部が参画する競技団体の大会等に対して支援を行い、スポーツ団体の活性化、青少年の健全育成及びスポーツ振興を図る。	補助事業の運営費（食糧費を除く。）	予算で定める額	津市スポーツ少年団本部
津市スポーツ・レクリエーション協会活性化事業	津市スポーツ・レクリエーション協会が実施するレクリエーション、ニュースポーツ等の振興事業及び指導者育成事業、スポーツ・レクリエーション団体等の育成事	補助事業の運営費（食糧費を除く。）	予算で定める額	津市スポーツ・レクリエーション協会

	業、加盟団体のみえスポーツフェスティバルへの参加に係る事業等に対して支援を行い、スポーツ団体の活性化及びスポーツ・レクリエーションの振興を図る。			
総合型地域文化・スポーツクラブ活性化事業	総合型地域文化・スポーツクラブが自主運営できるよう最大5年間の支援を行い、文化・スポーツ活動の場、地域住民の交流の場及び青少年の健全育成の場の提供を図る。 (1) 創設支援 設立に係る準備期間の支援を行い、総合型地域文化・スポーツクラブの円滑な設立準備に寄与する。 (2) 活動支援 設立後3年以内の育成期間の支援を行い、文化・スポーツクラブの運営の円滑化及び活性化に寄与する。	(1) 創設支援 の活動運営費（食糧費を除く。） (2) 活動支援 の活動運営費（食糧費を除く。）	(1) 創設支援 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額又は予算で定める額とし、50万円を限度額とする。 (2) 活動支援 ア 設立1年目 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額又は予算で定める額とし、100万円を限度額とする。 イ 設立2年目 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額又は予算で定める額とし、80万円を限度額とする。 ウ 設立3年目 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額又は予算で定める額とし、60万円を限度額とする。	総合型地域文化・スポーツクラブ

伊勢湾海洋スポーツセンター活性化事業	一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンターが実施するヨットレース、安全講習会等に対して支援を行い、海洋思想及びマリンスポーツの普及並びにヨット利用者の増加を図る。	補助事業の運営費（食糧費を除く。）	予算で定める額	一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター
地区体育振興会振興事業	地区体育振興会が実施する球技大会、ニュースポーツ及びレクリエーションに関するイベント等に対して支援を行い、スポーツ・レクリエーションの振興を図る。	補助事業の運営費（食糧費、他団体への負担金及び補助金を除く。）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度額とする。ただし、設立後3年度以内の地区体育振興会にあっては、補助対象経費の額とし、10万円を限度額として交付することができる。	地区体育振興会
津シティマラソン振興事業	津シティマラソン大会の開催に対して支援を行い、マラソン大会参加者の健康増進及び体力向上並びに相互の仲間づくり及び交流の輪を広げる場の提供を図る。	補助事業の運営費（食糧費を除く。）	予算で定める額	津シティマラソン実行委員会
地区スポーツ教室事業	地区体育振興会が実施するスポーツの基礎的技術、ルール等を学ぶスポーツ教室に対して支援を行い、スポーツ・レクリエーションの普及を図る。	補助事業の運営費（食糧費を除く。）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、3万円を限度額とする。	地区体育振興会

